

## 【商品先物取引業者の皆様へ】

### 商品先物取引法に係る事業報告書についてのお知らせ

令和7年5月27日

農林水産省大臣官房  
新事業・食品産業部商品取引グループ  
経済産業省商務・サービスグループ  
商取引監督課

#### 「事業報告書」（様式第十一号）の提出時の留意事項について

「事業報告書」（様式第十一号）を作成する際には、次の点に留意していただきますようお願いいたします。

「事業報告書」2.（1）商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要に関連して、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」の実施状況（当該事業年度末現在）について、別添の「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン対応状況（令和7年3月末）」に具体的に記載の上、提出してください。

#### 【昨年度との主な変更点】

- ・「対応が求められる事項」のうち、Ⅲ-1～5のみ記載していただきます。
- ・「対応が期待される事項」を追加しました。
- ・基本的に、差異の有無にかかわらず、自社の現状が分かるように詳細に記載してください。

#### 【問合せ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

担当：五十嵐、佐々木、大本、井上

（直）03-3502-5754

経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課

担当：橋本、大内、庭山

（直）03-3501-5895